

平成 20 年 11 月 14 日

評 価 要 領 (案)

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）附則第 19 条第 1 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に承継される資産及び負債の価額の評価は、下記により実施するものとする。

記

1 評価の対象

評価の対象は、法附則第 19 条第 1 項の規定により、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行から公庫に承継される資産及び負債（以下「承継財産」という。）の価額とする。ただし、承継される物品のうち、承継時における貸借対照表の資産の部に計上することを要しないものを除く。

2 評価の方法

承継財産の価額の評価は、法附則第 19 条第 2 項の規定により、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として行うものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でない認めるときは、時価によらずに評価するものとする。

具体的な評価の方法は、別添のとおりとする。

3 評価額の決定

承継財産の評価額の決定は、4 により作成された評価調書に基づき、法附則第 19 条第 1 項の規定に基づき、評価委員が行うものとする。

4 評価調書は、財務省大臣官房政策金融課、厚生労働省健康局生活衛生課、農林水産省経営局金融調整課及び中小企業庁事業環境部金融課において作成するものとする。